

陸上自衛隊対馬駐屯地

対象防衛関係施設 の所在地	長崎県対馬市	厳原町棧原三十八番地
対象防衛関係施設 の区域	長崎県対馬市	厳原町棧原及び厳原町東里（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設 に係る対象施設 周辺地域	長崎県対馬市	厳原町今屋敷（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町北里（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町棧原、厳原町天道茂（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町中村、厳原町南室（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町西里（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町東里（次の図面に示す部分に限る。）、厳原町日吉及び厳原町宮谷
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十四度十三分十五秒、東経百二十九度十七分五十八秒の点 二 北緯三十四度十三分一秒、東経百二十九度十八分十一秒の点 三 北緯三十四度十二分四十三秒、東経百二十九度十八分十秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

陸上自衛隊対馬駐屯地周辺地域 (長崎県対馬市厳原町棧原38番地)



この地図は、縮尺2万5000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域

